

平成30年さいたま市議会2月定例会提出議案一覧（追加提出）

条例議案1件

議案第90号 さいたま市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について （所管課所・消防局総務部消防総務課消防団活躍推進室）

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。

（内容）

- ・ 補償基礎額の扶養親族に係る加算額の改定

区分	改正前			改正後
	加算額	配偶者が ない場合 の加算額 （扶養親 族のうち 1人に限 る。）	配偶者及 び扶養親 族に係る 子がない 場合の加 算額（扶 養親族の うち1人 に限る。 ）	加算額
配偶者（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）	333円	—	—	217円
22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子	267円	333円	—	333円
22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫	217円	—	300円	217円
60歳以上の父母及び祖父母				
22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹				
重度心身障害者				

（施行期日） 平成30年4月1日